

建設業法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（法第六条第一項第六号の書類）</p> <p>第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面</p> <p>十八 別記様式第二十号の四による主要取引金融機関名を記載した書面</p> <p>2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。</p>	<p>（法第六条第一項第六号の書類）</p> <p>第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面</p> <p>2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。</p>

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成特定建設業者(法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ)に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険等の加入状況

二 (略)

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 健康保険等の加入状況

四 (略)

254 (略)

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

259 (略)

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成特定建設業者(法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ)が許可を受けて営む建設業の種類

二 (略)

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

四 (略)

254 (略)

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

259 (略)

改正後

別記様式第二十五号の十一
別表(2)

コード	処理の種類
10	(略)
11	(略)
12	(略)
13	(略)
14	(略)
15	(略)
16	(略)
17	(略)
18	(略)
19	(略)
20	(略)
21	(略)
22	申請者が、 <u>国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合</u>

現 行

別記様式第二十五号の十一
別表(2)

コード	処理の種類
10	(略)
11	(略)
12	(略)
13	(略)
14	(略)
15	(略)
16	(略)
17	(略)
18	(略)
19	(略)
20	(略)
21	(略)

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無 1 (1.有、2.無、3.適用除外)

健康保険加入の有無 2 (1.有、2.無、3.適用除外)

厚生年金保険加入の有無 3 (1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無 4 (1.有、2.無)

退職一時金制度として公営年金制度導入の有無 5 (1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無 6 (1.有、2.無)

建設業の営業継続の状況

営業年数 7 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 8 (1.有、2.無)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	民事再生法又は会社更生法の適用の有無
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 9 (1.有、2.無)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 10 (1.有、2.無)

指示処分の有無 11 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況 12 (1.会社監査人の監査、2.会計士等の監査、3.監理処置の適正を疑念した旨の監査の提出、4.無)

公認会計士等の数 13 (人)

二級監理試験合格者の数 14 (人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均) 15 (千円)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
研究開発費 (千円)																				

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 16 (台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無 17 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 18 (1.有、2.無)

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無 1 (1.有、2.無、3.適用除外)

健康保険及び厚生年金保険加入の有無 2 (1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無 3 (1.有、2.無)

退職一時金制度として公営年金制度導入の有無 4 (1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無 5 (1.有、2.無)

建設業の営業継続の状況

営業年数 6 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 7 (1.有、2.無)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	民事再生法又は会社更生法の適用の有無
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 8 (1.有、2.無)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 9 (1.有、2.無)

指示処分の有無 10 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況 11 (1.会社監査人の監査、2.会計士等の監査、3.監理処置の適正を疑念した旨の監査の提出、4.無)

公認会計士等の数 12 (人)

二級監理試験合格者の数 13 (人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均) 14 (千円)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
研究開発費 (千円)																				

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 15 (台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無 16 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 17 (1.有、2.無)

7 [4] [6] 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

8 [4] [7] 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

9 [4] [8] 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

10 [4] [9] 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

11 [5] [0] 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 [5] [1] 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

13 [5] [2] 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

14 [5] [3] 「公認会計士等の数」及び[5] [4] 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者

6 [4] [5] 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

7 [4] [6] 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

8 [4] [7] 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

9 [4] [8] 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

10 [4] [9] 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

11 [5] [0] 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 [5] [1] 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

13 [5] [2] 「公認会計士等の数」及び[5] [3] 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一般登録経理試験の合格者

の人数の合計を記入すること。

15 5 5 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

16 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

17 5 7 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

18 5 8 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

の人数の合計を記入すること。

14 5 4 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

15 5 5 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

16 5 6 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

17 5 7 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査番号 第 号
審査年度 平成 年 月 日
申請者 株式会社
審査員 株式会社
審査員 株式会社
審査員 株式会社

【金額単位：千円】

Table with columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 総合評定値 (総合評定値), 完成工事高 (完成工事高), 平均完成工事高 (平均完成工事高), 坪単価 (坪単価), 坪単価 (坪単価), 坪単価 (坪単価), 坪単価 (坪単価).

自己資本額及び利益額
自己資本額
利益

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

Table with columns: 項目 (Item), 内容 (Content), 数値等 (Numerical Values), 単位 (Unit).

Table with columns: 項目 (Item), 内容 (Content), 数値等 (Numerical Values), 単位 (Unit).

●「自己資本額」の別に「1」がある場合には、自己資本額及び利益額について2階層を適用した後の数値を記載するものとする。
●「行政介入額」については、当該建設業者の資本金に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば記載するものとする。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査番号 第 号
審査年度 平成 年 月 日
申請者 株式会社
審査員 株式会社
審査員 株式会社
審査員 株式会社

【金額単位：千円】

Table with columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 総合評定値 (総合評定値), 完成工事高 (完成工事高), 平均完成工事高 (平均完成工事高), 坪単価 (坪単価), 坪単価 (坪単価), 坪単価 (坪単価), 坪単価 (坪単価).

自己資本額及び利益額
自己資本額
利益

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

Table with columns: 項目 (Item), 内容 (Content), 数値等 (Numerical Values), 単位 (Unit).

Table with columns: 項目 (Item), 内容 (Content), 数値等 (Numerical Values), 単位 (Unit).

●「自己資本額」の別に「1」がある場合には、自己資本額及び利益額について2階層を適用した後の数値を記載するものとする。
●「行政介入額」については、当該建設業者の資本金に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば記載するものとする。